

八女市新庁舎デジタルサイネージ調達仕様書

1 目的

令和6年5月開庁予定の八女市役所新庁舎（以下「新庁舎」という。）において、市政情報発信ツールとしてタッチパネル式のデジタルサイネージを設置し、市の魅力や観光情報等の発信を行う。本市には、豊かな自然や歴史・文化、農産物、伝統工芸など、様々な魅力があり、また、各地域には多彩な地域資源を活かした観光交流拠点がある。市の魅力を効果的に発信することで観光拠点の来場者を増やし市民の関心度を高めることを目的とする。

2 概要

(1) 件名

八女市新庁舎デジタルサイネージ調達

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(3) 設置場所

八女市役所新庁舎 1階 情報の町家

3 前提条件

(1) 全般

デジタルサイネージの設置場所は新庁舎内の「情報の町家」とする。また、使用するネットワーク環境（施設の無線LAN）及び電源コンセントについては、本市が準備したものを使用すること。

(2) デジタルサイネージで配信するコンテンツの種類

本市の魅力である観光・イベント情報、自然の豊かさ、人材、特産品、伝統工芸、伝統・文化、農林業等の配信を想定している。

(3) デジタルサイネージでの広告表示は認めないものとする。

4 業務内容

(1) 業務内容

稼働するために必要なハードウェア及びソフトウェアの構築、調達、搬入、設置、設定等を行うこと。システムの構築に当たっては、テスト環境を構築し、テストを実施すること。受注者は接続テストの際、発注者を立ち会わせて、双方で確認をすること。

(2) 機器の調達、組立及び設置並びにコンテンツ管理・配信システムの構築

デジタルサイネージを管理・運用するためのシステムを構築するに当たり、必要となる全ての機器、ソフトウェア等を調達するとともに、調達した機器の搬入、設定、設置及び動作確認等を行うこと。

イ コンテンツ管理・配信システム

- ①デジタルサイネージは、インターネットに接続し、外部のクラウドサーバー（コンテンツサーバー）経由で、情報ソースにアクセスすることができること。
- ②デジタルサイネージの運用を、複数人で行うことができること。
- ③コンテンツ管理・配信システムの構成は、利用現場での運用を十分考慮し、必要な環境設定を適切に行うこと。
- ④配信するコンテンツの変更作業を本市の職員が自席の PC にて実施することができること。
- ⑤デジタルサイネージのシステムに格納できるデータ容量については、提案内容を充足するとともに、将来的に拡充が可能な構成とすること。
- ⑥動画（MP4 形式）・静止画（JPEG、PNG 形式）・PDF ファイル・文字情報をデジタルサイネージシステムで配信できるようにすること。
- ⑦システム設計及びソフトウェアのインストール作業が必要な場合、これを行うこと。
- ⑧タッチパネルの操作情報（コンテンツの閲覧数等）を集計し、活用できること。

※ただし、イについて、運用の効率化が図られると本市が認めたデジタルサイネージシステムである場合は、本要件を満たす必要はない。

（3）画面レイアウトの作成

ア デジタルサイネージのシステムを運用開始するに当たり、必要となるコンテンツの配置等、デジタルサイネージの画面レイアウトの初期デザインを作成すること。

イ タッチ機能搭載のディスプレイを活用できる画面レイアウトを作成できること。また、コンテンツをタッチすると、そのコンテンツの詳細画面が開くこと。

ウ サイネージ画面では、画面上にコンテンツを複数表示させることができること。

エ 画面レイアウトの作成にあたって、デザイン・レイアウト・必要な素材等について、本市と打ち合わせを行うこと。

オ 新庁舎内の「情報の町家」の景観を損なわないデザイン・色使いとすること。

5 調達内容

（1）機器の調達、組立及び設置並びにコンテンツ管理・配信システムの構築

ア 調達機器仕様等

次の要件を満たす機器を納入するものとする。ただし、提案者が想定する配信方法等を考慮して、より良い機能・サイズ等の提案がある場合は、本市と協議できるものとする。

(ア) ディスプレイ (自立式)

台数	1 台
設置方法	キャスター付きディスプレイスタンドによる設置
画面サイズ	70 インチ以上
解像度	4 K 3840×2160
インターフェイス	HDMI、USB、Display Port、内蔵スピーカー
輝度 (最大値)	400cd/m ² 以上
タッチ機能	搭載
画面表示	横
添付品	電源ケーブル
その他	設置においては、転落防止や落下防止の措置を講じることに加え、衝突時の事故防止の観点から、各部を鋭利にしない等の安全性への配慮を行うこと。

(イ) システム表示用 PC

デジタルサイネージシステムの動作やグラフィックス等を問題なく正常に稼働させることができる性能であること。

(ウ) 留意事項

デジタルサイネージのシステムを正常に稼働させるために必要となる周辺機器一式を調達すること。なお、周辺機器一式の調達にかかる費用も見積額に含めること。また、調達する機器等については、新庁舎の「情報の町家」の景観を損なわないデザイン・色使いとすること。

イ ディスプレイ設置個所

八女市役所 新庁舎 1階 情報の町家 (別紙「設置箇所図」参照。)

ウ デジタルサイネージ稼働時間

デジタルサイネージの稼働時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、必要に応じて時間の延長及び閉庁日の稼働を行うことがある。

6 システム研修・サポート体制等

(1) システム操作研修等

導入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに本市の職員に対し、操作研修を実施すること。

(2) サポート体制

ア デジタルサイネージシステム導入後のサポート体制、サポート窓口の受付時間と対応フロー、緊急窓口の明示をすること。また、使用方法等に関し、利用する本市の職員等からの問い合わせに電話またはメール等により対応すること。

イ 上記の問い合わせ対応時間は次のとおりとする。

電話による受付時間は、土日・祝日及び年末年始（八女市の休日を定める条例に基づく休日）を除く平日の午前9時から午後5時とする。ただし、提案者が定める休日も受付時間から除いても差し支えない。なお、電子メールによる受付時間は、24時間とする。（平日・休日を問わない。）

7 成果品一覧

成果品については、次に掲げるものを想定している。ただし、最終的には納入事業者と協議のうえ決定するものとする。また、成果品については、本市が容易に理解できるよう記載すること。なお、可能な限りセキュリティ対策を行ったうえで納入すること。

品名	内容
業務計画書	業務内容（スケジュールや作業体制等）に関する計画書を作成し提出すること。また、変更が生じた場合は本市と協議のうえ、直ちに修正すること。
テスト結果報告書	テストの結果について提出すること。
機器マニュアル	調達機器の使用方法に関する説明書等を納入すること。
システムの設定・操作 運用マニュアル	コンテンツ管理・配信システムの設定・操作運用マニュアルとコンテンツを配信するまでのフロー図を記載すること。
システム構成図	システムの物理及び論理構成図を記載すること。

※電子ファイル（Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式又は PDF 形式）で保存した CD-R 若しくは DVD-R を 1 枚納品すること。

8 その他留意事項

- (1) 全て正常に稼働する状態で納入すること。
- (2) 本業務の受注者は、本業務を実施するに当たり、本市と十分な調整を行うこと。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、納入者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ、決定すること。